

議事要旨

会合名称： 第2回 モデル取引契約見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討 WG (WG1)

開催日時： 2019年6月17日(月) 16:00~18:00

議事内容：

1. 開会

2. 前回議事録の確認

事務局から、前回議事録(資料2-2)の確認が行われ、了承された。

3. WGの進め方について

専門委員から、(資料2-3)に基づき検討の進め方について説明が行われ、提案に沿って議論となりそうな論点から順に優先順位を付けて検討することが了承された。

- (1) 対象
- (2) 検討スケジュール
- (3) 民法改正対応版公開までのスケジュール案

4. 前提条件の確認

(1) 第一版の前提条件の確認

専門委員から(資料2-4)に基づき、第一版モデル契約の前提条件について説明を行った。

(2) 討議

委員から以下のような意見等が述べられ、事務局でそれらを踏まえた今回の議論における前提条件を整理し、次回確認することとした。

- 現行では共通フレーム2007が前提となっているが、現在は共通フレーム2013がリリースされており、入手可能なのは2013だけなのだとするればそちらを前提にすべき。
- 第一版では交渉力としては対等なユーザ・ベンダ間を想定しているが、技術的な専門性及び業務知識に関しては、(幅はあれど)非対称性があることは前提となる。
- 保守契約については、開発契約とは別契約であることが前提となるが、締結するケースとしないケースの両方を念頭においた方がよさそうである。

5. 契約不適合責任

(1) 論点の説明

専門委員から(資料2-5)に基づき、契約不適合責任の論点について説明を行った。

- ・ 契約不適合責任の存続期間
- ・ 契約不適合責任に基づく代金減額請求権
- ・ 解除

(2) 改正の内容・趣旨の説明

専門委員から（資料 2-6）に基づき、契約不適合責任に関する改正の内容及び趣旨について説明を行った。

(3) 討議

委員から以下のような意見等が述べられ、議論が行われた。次回も継続して議論することとなった。

- ベンダとしては、契約不適合責任の存続期間が現状より長くなるのであれば、当然リスクフィーを当初の開発費用に積まなければならない。途中でシステムのリプレースがありうることを考えても、そのリスクフィーをイニシャルで全て負担することはユーザにとっても不経済であることから、やはり契約不適合責任の存続期間は一定の範囲で制限して、残りは保守契約をユーザ側の望む期間継続するというのが経済的ではないか。
- そもそも現状の費用の見積りの精度に問題があり、契約不適合責任の存続期間の伸長に伴ってリスクフィーの上乗せをすと言っても、その額が適正に算出されるか疑問である。
- 起こりうる事象は検収後一定の期間に確認してベンダに告げることで問題を早期に解決するというのがモデル契約第一版の理念であったはずで、その望ましいプラクティスは民法改正後も変わらないのではないか。
- 多くの契約の場合、契約上の検収期間は短く、そこで不具合を洗い出し切ることは難しいというのが実態なのではないか。みなし検収の条項もあり、検収が形骸化しているケースも多くあるのではないか。
- 現行のモデル契約では、そもそも民法に基づく解除を排除しているのかが明らかではなく、瑕疵担保責任における解除が別途できるのかも明らかではない。仮に契約不適合責任に基づく修補請求・損害賠償請求について民法より存続期間を短縮する場合には、契約不適合責任に基づく解除も契約に位置づけないと、「引渡しから1年経過したので修補請求や損害賠償請求はできないが、解除は民法通り不適合を知ってから1年となるのでなおも解除はできる」といったことが問題となるのではないか。
- 現行の実務では、瑕疵が軽微な場合にはベンダは修補してくれることが多く、そうであれば代金減額の話にはならず、一方でベンダが応じてくれない場合は、他のベンダに発注してその費用を損害賠償として請求することになることが多く、直接代金減額請求に相当するよう損害賠償請求を行っているケースはあまり見かけない。

以上